

明治四十一年法律第二十九号

刑法施行法 抄

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑

法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂フ

第二条 刑法施行前ニ旧刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑

ト旧刑法ノ主刑トテ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

刑法ノ刑 旧刑法ノ刑

死刑 死刑

無期懲役 無期徒刑

無期禁錮 無期流刑

有期懲役 有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮

有期禁錮 有期流刑、重禁錮、輕禁錮、輕禁錮

罰金 罰金

拘留 拘留

科料 科料

第三条 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ為ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ為シタ

ル後刑ノ對照ヲ為ス可シ

數罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ヲ適用シタル後刑ノ對照ヲ為ス

可シ

一罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科ス可キトキ又ハ二個以上ノ主刑中其一個ヲ科ス可キトキハ其

中ニテ重キ刑ノミニ付キ對照ヲ為ス可シ併合罪又ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ數罪ノ主刑ヲ併

科ス可キトキ亦同シ

第四条 刑法施行前旧刑法又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ告訴ヲ待テ論ス可キ罪ヲ犯シタル者ハ刑法ノ

規定ニ依リ告訴ヲ要セサルモノト雖モ告訴アルニ非サレハ其罪ヲ論セス

第五条 刑法第六條ニ依リ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル場合ニ於テハ剝奪公權、停止公權、監視

又ハ罰金ヲ附加ス可キトキ雖モ之ヲ附加セス

第六条 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯

シタル余罪ニ付キ裁判ヲ為ストキハ左ノ例ニ依ル

一 確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依

リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ其罪ト余罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

二 確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用シタルトキト雖モ

旧刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其罪ト余罪トニ付キ數罪俱發ニ關スル規定ニ依ル

第七条 左ニ記載シタル者刑法施行前更ニ刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ヲ犯シ刑法施行後

其罪ニ付キ裁判ヲ為ストキハ刑法又ハ他ノ法律ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ニ於テハ累犯ニ關スル

規定ヲ適用ス

一 旧刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者

二 旧刑法又ハ他ノ法律ニ依リ刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ処セラ

レ其執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ因リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者

刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ処断セラレタル者ニ之ヲ適用ス

第八条 刑法施行前ニ犯シタル一罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ為

ス場合ニ於テハ刑法施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ

依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

第九条 刑法施行前ニ犯シタル數罪ト刑法施行後ニ犯シタル一罪又ハ數罪トニ付キ同時ニ裁判ヲ為

ス場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用ス可キトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ

依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

前項ノ場合ニ於テ刑法施行前ノ罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ヲ適用ス可キ

トキハ其數罪ト刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

第十条 刑法施行後ニ犯シタル罪ニ付キ確定裁判アリタル後刑法施行前ニ犯シタル余罪ニ付キ裁判

ヲ為ス場合ニ於テハ其罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト其

罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

第十一条 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後確定裁判アリタル後刑法施行後ニ犯シタル余

罪ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ旧刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト

雖モ其罪ト余罪トニ付キ併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

第十二條 第七條第一項各号ニ記載シタル者刑法施行後有期懲役ニ該ル罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ

關スル規定ヲ適用ス

第十三條 第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十三條 刑法施行後ハ旧刑法又ハ旧刑法施行前ノ法令ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者ト雖モ刑ノ執行、仮

出獄及ヒ時効ニ付テハ刑法ノ規定ヲ適用ス但罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞務場ニ

留置スル場合ニ於テハ檢察官ノ請求ニ依リ裁判所決定ヲ以テ其言渡ヲ為ス可シ

前項ノ場合ニ於テハ第二條及ヒ明治十四年第八十一号布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ為ス

可シ

第十四條 旧刑法ノ刑ニ該ラレタル者ノ刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中断ニ付テハ期

滿免除ニ關スル規定ニ從フ

第十四條 刑法施行後ハ旧刑法ノ刑ニ該ル罪ト雖モ刑ノ執行猶予ニ付テハ刑法ノ規定ヲ適用ス

第十五條 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中断ニ付テハ期

滿免除ニ關スル規定ニ從フ

第十五條 刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付キ刑法施行後ニ於ケル時効期間ノ起算及ヒ時効ノ中断ニ付テハ期

滿免除ニ關スル規定ニ從フ

第十六條 懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ

解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第十七條 關席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ起算ス

第十八條 剝奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其効力ヲ失フ但既ニ

徵收シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セス

第十九條 附加ノ罰金ヲ納完セサル為メ換ヘラレタル禁錮ニ付キ亦前項ニ同シ

第十九條 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二條ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ對照シテ之ヲ刑法ノ刑名ニ變更

ス但單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ變更ス

他ノ法律ノ規定中剝奪公權、停止公權、監視及ヒ附加ノ罰金ニ該ル罪ト雖モ從前ノ例ニ從フ但既ニ

廢止ス

第二十條 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間ヲ定メサル刑ニ

付テハ仍ホ旧刑法總則中期間ニ關スル規定ニ從フ

第二十一條 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三條ノ場合ヲ除ク外

旧刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル

第二十二條 他ノ法律中旧刑法ノ規定ヲ揭ケ又ハ旧刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラサルコトヲ定

メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相當スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更ス

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特

別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ

第二十四條 明治二十二年法律第二十八号及ヒ明治二十三年法律第九十九号ハ之ヲ廢止ス

第二十五條 旧刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十六條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二條ノ例ニ從フ

一 剝除

- 二 削除
- 三 明治三十八年法律第六十六号二掲ケタル罪
- 四 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪
- 五 船舶法ニ掲ケタル罪
- 六 船員法ニ掲ケタル罪
- 七 船舶職員及び小型船舶操縦者法ニ掲ケタル罪
- 八 船舶検査法ニ掲ケタル罪
- 九 戸籍法ニ掲ケタル罪
- 第二十七條 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三條ノ例ニ從フ
- 一 著作權法ニ掲ケタル罪
- 二 削除
- 三 移民保護法ニ掲ケタル罪
- 第二十八條 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ旧刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ刑法施行ノ為メ變更セラルルコトナシ
- 第二十九條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ト看做ス
- 第三十條 前條ニ該當セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕罪ト看做ス
- 前條ニ該當セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス
- 前條ニ該當セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス
- 前條ニ該當セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス
- 第三十一條 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス
- 第三十二條 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 第三十三條 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ該セラレタルモノト看做ス
- 第三十四條 前條ニ記載シタル者及ヒ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ該セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剝奪セラレタルモノト看做ス
- 前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス
- 第三十五條 六年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕罪ノ刑ニ該セラレタルモノト看做ス
- 六年未満ノ懲役ニ該セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該セラレタルモノト看做ス
- 六年未満ノ禁錮ニ該セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該セラレタルモノト看做ス
- 第三十六條 六年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該セラレタル者及ヒ旧刑法ノ禁錮ノ刑ニ該セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレタルモノト看做ス
- 第三十七條 他ノ法律中旧刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル為メ人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ旧刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス
- 第五十三條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事實ニ付キ最終ノ判決ヲ為シタル裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為ス可シ
- 前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ為スコトヲ得
- 第五十四條 刑ノ執行猶予ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡ス可シ

- 第五十五條 刑ノ執行猶予ノ言渡ハ上訴ニ因リ其効力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス
- 上訴裁判所ハ新ニ執行猶予ノ言渡ヲ為スコトヲ得
- 第五十六條 刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為スコシ
- 前項ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ被告人又ハ其代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ為スコシ此決定ニ對シテハ抗告ヲ為スコトヲ得
- 第五十七條 第五十三條及ヒ前條ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス
- 第五十八條 明治三十八年法律第七十号ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケケル期間ヲ經過セサル者ハ刑法ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス
- 第五十九條 明治三十九年法律第五十四号ハ之ヲ廢止ス
- 第六十條 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得
- 第六十一條 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ為スコシ
- 附則 (明治四三年四月二三日法律第五三三號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (明治四二年三月八日法律第四四號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (明治四三年四月二三日法律第五三三號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (大正五年三月七日法律第一五五號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (大正五年三月七日法律第一七七號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (大正一一年四月二五日法律第七一七號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (昭和二年四月一日法律第四七號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (昭和二年八月二四日法律第七二號) 抄
- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 附則 (昭和二年四月二六日法律第六一號) 抄
- 第三十三條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。
- 附則 (平成一〇年一〇月二日法律第一一四號) 抄
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附則 (平成一四年六月七日法律第六〇號) 抄
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 附則 (令和四年六月一七日法律第六八號) 抄
- (施行期日)
- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日